

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定
について

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

周南市コミュニティバスの運行に関する条例（平成29年周南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 中須須々万線

別表第1の表を次のように改める。

区分	使用料（1乗車につき）	
	地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円
須金須々万線		(150円)
中須須々万線		200円
大道理須々万線		(100円)

別表第1の備考中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 中須須々万線の地区内とは、中須地区内又は須々万地区内の利用を、地区外と

は、中須地区と須々万地区間の利用をいう。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(参 考)

周南市コミュニティバスの運行に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案					
(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 別表第1 (第5条関係)		(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 中須須々万線</u> 2 (略) 別表第1 (第5条関係)					
区分	使用料 (1乗車につき)		区分	使用料 (1乗車につき)			
	地区内	地区外		地区内	地区外		
	八代高水線	100円 (50円)		300円 (150円)	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)
				須金須々万線			200円 (100円)
大道理須々万線				<u>中須須々万線</u>			
			大道理須々万線				
備考 1・2 (略)		備考 1・2 (略) 3 <u>中須須々万線の地区内とは、中須地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、中須地区と須々万地区間の</u>					

現行	改正案
<u>3 ～ 5</u> (略)	<u>利用をいう。</u> <u>4 ～ 6</u> (略)